

I 序論

1 はじめに

1996年4月に施行された保険業法に相互会社の株式会社化の規定が盛り込まれ、日本においても株式会社化の法整備が図られた。検討の経緯として、1989年から保険制度改革の議論が進められる中で、相互会社の株式会社化の道を開く必要性が検討された結果、1992年には「今後我が国においても、競争促進とともに業務の多様化、弾力化が図られていく状況の下では、(中略)資本調達能力の向上やこれを背景とした事業展開等を目的として、相互会社が社員の合意に基づき、株式会社への転換を図る可能性が生じるものと考えられる」ため、「相互会社の株式会社への転換規定を整備する必要がある」とする保険審議会答申が提出され、法制懇談会等の議論を経て、新保険業法において、相互会社の株式会社化に関する規定が整備された。

1986年12月に行われた、団体就業不能保険の販売に特徴のある米国メイン州 Union Mutual 社の株式会社化、1988年の米国ニューヨーク州での組織変更規定の立法、ならびに、それに引き続くニューヨーク州 Equitable 社の株式会社化の事例が、我が国の相互会社の株式会社化の議論に大きく影響を与えた。

しかしながら、現在までに株式会社化の規定に基づいて組織変更を行った例はない。現在の法制度の下でも、株式会社化の道は開かれていないわけではないが、現在の規定に従って株式会社化することは、現実的には困難ではないかという指摘が多いためである。特に株式会社化を困難にしている大きな要因に社員権の補償方法が株式の割り当てに限定されていることと、その分配基準が柔軟性に欠けるのではないかと懸念される点である。一方で日本版金融ビッグバンに象徴される金融機関間の競争激化が一層加速されることが予測される中で、生命保険相互会社の株式会社化規定整備を求める声が強まり、平成10年の金融審議会のテーマの一つに「株式会社化」が取り上げられることとなった。

本論文では、このような動きを受けて、主としてアクチュアリアルな面から、日本における株式会社化にかかる保険計理面の諸課題を検討するとともに、現行法制ならびに今後の法整備に向けての考察を行うものである。

全体の構成は、最初に序論として、第2章で海外における株式会社化事例を概観した後、第3章で米国・英国アクチュアリー会それぞれの研究成果を振り返る。また、日本における株式会社化にかかる保険計理面の諸課題を検討する上で、基本的な認識が必要となる日本の生命保険相互会社の過去の運営並びに現状について第4章で簡単に記載することとした。

次に、日本における株式会社化の考察として第5章で株式会社化が検討される理由、第6章で社員権補償の基本的考え方について、第7章で寄与分計算の具体的な計算手法等についての

海外事例の紹介を行うとともに、日本での適用について検討を加え、第8章で株式会社化後の保険契約者保護について提言を行う。最後の第9章では、今後株式会社化を行うために、更に検討が必要になると考えられる、その他計理面の課題を掲げる。

検討に当たっては、基本的に日本の一般的な相互会社で、現時点で健全に運営されながらも、第4章において触れるように、いくつかの日本の生保に特徴的な課題を有する会社を想定する。諸外国の事例を見ると株式会社化といつてもいくつかのパターンがあると考えられるが、この論文のスコープとしては、社員権の補償の必要性が明確に生じる、健全な会社の株式会社化を念頭において、議論を進めることとし、不健全な会社がM&A等による救済を受けるような、社員権の補償の有無が必ずしも明確ではないケースは考慮しないこととする。

尚、日本における株式会社化については3年前に法整備が行われたところであるが、必ずしも現実的な視点で十分な検討が行われているとは言えず、特にアクチュアリアルな課題については、株式会社化を考える際の重要な課題の一つであるにもかかわらず、それを論じたものが多くはなかった。

そのため、本論文では基礎的な知識を提供し、議論の理解を促すために、特に諸外国の事例・論文から多くの引用を行っているが、それら全てが必ずしも日本の状況に合致し、本論文で主張するものではないことをここでお断りしておきたい。また、論文中意見にわたる部分については、所属会社の意見ではない。

(平成11年4月22日)

吉村 雅明、阿部 誠、村田 富生、猪野 力弥、生駒 隆広、吉岡 亨

2 海外における株式会社化事例

我が国において、相互会社の株式会社化の規定が盛り込まれた保険業法が1996年に施行されたことから、1996年を一つの区切りとして、米国、英国、豪州の株式会社化事例を概観する。

2. 1 米国での株式会社化事例(1996年まで)

1900年前後何十年かの米国保険業界にあっては、株式会社化を悪用し、相互会社の経営者と一部のインサイダーが不当な利益を得る事例があった。一方州当局はそのような動きを規制しようと試みたが、結局、株式会社化を全面的に禁止する道を選択するところも多く、ニューヨーク州では1922年に生命保険会社の株式会社化が禁止された¹。

このような歴史的経緯もある中で、1986年には米国において就業不能保障保険(disability insurance)に強みを有する Union Mutual Life Insurance Company(UNUM Corporation)が、米国での近代的な株式会社化の原型とも言える方式で株式会社化を行った。

その後米国では

1989年 Maccabees Mutual Life Insurance Company

1989年 Northwestern National Life Insurance Company (NWNL)

1992年 The Equitable Life Assurance Society of the United States

1994年 Midland Mutual Life Insurance Company

1995年 State Mutual Life Assurance (Allmerica)

1995年 Guarantee Mutual Life Company 等の株式会社化が行われた。

冒頭にも述べたとおり、Union Mutual 社の株式会社、1988年の米国ニューヨーク州での組織変更規定の立法、ならびに、それに引き続くニューヨーク州 Equitable 社の株式会社化の事例が、我が国の相互会社の株式会社化の議論に大きな影響を与えた。

2. 2 英国での株式会社化事例(1996年まで)

一方、英国においても Union Mutual 社が米国で株式会社化したのとほぼ同時期に普通有配当保険事業(conventional with-profits business)を中心とした National Mutual 社の英国支店が、オーストラリアの親会社である National Mutual 社が買収した Schroder Life Assurance Limited の生命保険ファンド(long term fund)に保険契約の資産・負債を移管し、相互会社時の社員権の補

¹ FRANKLIN, N.A.M. and LEE, W.E. (1987). Demutualisation. JSIAS.31,89. P3

償を特別配当で行うとともに、既契約は閉鎖ファンドを設定することで新会社(NM Schroder)の運営がスタートされた。米国における株式会社化とは様相を異にするが、英国における株式会社化の原型として挙げられる。

その後英国では

1988年 London Life

1989年 Abbey National

1989年 FS Assurance

1992年 Scottish Mutual

1992年 Pioneer Mutual

1993年 Scottish Equitable 等の株式会社化が行われた。

英国では1986年の金融サービス法の制定等の動きによる、金融機関全体の再編の中で、比較的小規模な生命保険相互会社が買収等によって実質上株式会社化されていった。また英国には法律上、組織変更規定が存在せず1982年保険会社法49条・付則2Cに基づき、裁判所の認可手続きの中で、保険計理人(アポインティッド・アクチュアリー)の積極的な関与のもとに生命保険事業を新会社に移管することで組織形態の変更が行われていることから、必ずしもこれらの事例が、日本における株式会社化規定制定の際の参考にされることがなかったのかも知れない。

2. 3 1996年以降の世界の株式会社化事例

1996年以降の株式会社化の事例として、以下のものが挙げられる。1996年に米国のアイオワ州において、持株相互会社のスキームが立法されたのを初めとして、多くの州で中小規模の会社の持株相互会社設立の動きが活発化した。また、同年 National Mutual、Colonial Mutual が豪州で株式会社化を行い。1997年には英国で Norwich Union が初めて単独で上場を伴う株式会社化を行った。

1996年 Colonial Mutual UK branch(英国)

1996年 Clerical Medical(英国)

1996年 Provident Mutual(英国)

1996年 American Mutual Life(米国:持株相互会社)

1996年 National Mutual Life(豪州)

1996年 Colonial Mutual Life Assurance Society Limited(豪州)

1997年 Old Guard Mutual(米国)

1997年 Norwich Union(英国)

1997年 Pacific Mutual Life Insurance Company(米国:持株相互会社)

1997年 Scottish Amicable(英国)

1998年 Australian Mutual Provident Society(AMP)(豪州)

1998年 Mutual Life of New York (MONY) (米国)

直近の事例は豪州のAMP、米国のMONYであるが、現在カナダの4大生保(Sun Life of Canada、Manufacturers Life、Mutual Life of Canada、Canada Life)が株式会社化に取り組んでおり、Prudential Life Insurance Company of America、Metropolitan Life Insurance 等の米国で最大規模の生命保険会社も株式会社化の検討をアナウンス²しており、今後の動向が注目される。

² 1906年に提出されたアームストロング調査の報告書において、株式会社形態の生命保険会社への批判がおこなわれ、当時3大保険会社であったエクイタブル、メトロポリタン、プルデンシャルはその後相互会社に転換した経緯がある。

3 米国・英国アクチュアリー会の研究

3. 1 米国アクチュアリー会の研究

SOAは1984年7月に「相互生命保険会社を株式会社に変更する際のアクチュアリアルな問題を検討し、その結果の記録を作成する」という目的で、座長を Harry D. Gerber 氏(当時 Equitable Financial Companies の副会長)として、タスクフォースを設置し、3年の検討を経て、1987年7月にその作業を終了した。

検討が開始される以前には、相互保険会社の株式会社化は少数の例しかなく、またその大半が損害保険会社であったり、規模が小さく、組織変更後買収が行われる等、多くの保険種類を有する大規模な相互会社が株式会社に組織変更する際の問題を検討するにあたっての先例とはならなかった。しかしながら、Union Mutual 社が1986年に株式会社化を行い、そこで実際に採られた考え方や手法はレポートの作成に大きな影響を与えたとされている。

レポートの前書きにもあるように、検討の範囲は必ずしもアクチュアリアルな問題のみに止まらず、組織変更プロセス全般に亘って考察することが必要と考えられ、また、組織変更とは基本的に会社の自発的な行為であって、目的、利害等立場の異なる会社ならびに契約者、また場合によっては投資家も含めた関係者による合意により実行されるものであると認識された上で、以下の3つの重要な点についての考察が行われた。

- ・有配当保険契約者の合理的な配当の期待の確保
- ・社員権の引き換えとなる補償の総額
- ・有配当保険契約者への補償の割当て方法

考察にあたって、生命保険相互会社の財務運営はエンティティー・キャピタル・モデル³であるとし、コンピュータのモデルを開発した上でシミュレーションの結果が分析された。結論的には、有配当保険契約者の合理的な配当の期待の確保は、現在の経済環境が継続するならば、現行の配当水準(dividend scale)を維持することであると定義され、閉鎖ブロック(Closed Block)の設定が望ましいとされた。

社員権の引き換えとなる補償の総額については、相互会社の存続中の財政運営において比較できるものではなく、特に株式で補償を行いそれが公募されるような場合には、価額がいくらになるのか予測し得ない。Gerber氏も「社員権の補償総額」を決定するプロセスは、それ自体はアクチュアリアルな判断に基づくものではないと述べている。最後に、有配当保険契約者への補償の割当て方法に関して、組織変更時点において会社に蓄積されている資本は、一部現在有効な有配当契約者から、そして一部は他の契約者(消滅した有配当契約者、または有効中もしくは消滅した無配当契約者)が貢献したものであるとした上で、現在有効な有配当契約者の会社剰余金への貢献度に応じて割り当てるのが望ましいとしている。

³ 保険契約者が会社の剰余形成に対して恒久的拠出を行うとするモデル

3. 2 英国アクチュアリー会の研究

1987年に完了した米国SOAのタスクフォースの検討の流れを受けて、N.A.M. FRANKLIN 氏、W.E. LEE 氏が米国・南アフリカでの株式会社化の事例紹介に始まり、株式会社化を行う理由、アクチュアリアルな検討を要する事項ならびに英国の法制等の考察を含む論文を1987年4月に英国アクチュアリー会に提出した⁴。この中で両氏はSOAのタスクフォースのアプローチは合理的ではあるが、以下の点で英国における適用について問題があるとした。

- ・過去のアセットシェアと、保険契約者の保険給付に対する合理的な期待を履行するために必要な資産の差額であるとされる「貢献額」は「必要資産額⁵」の定義に大きく依存する。過去アクチュアリーが内部留保への衡平な繰入れに応じて、適切な配当率を決定してきたのであれば、この手法をとることに理解できるが、現実の配当水準は実務的な要請(pragmatic grounds)により定められており、保険種類間、世代間で不衡平が存在する。
- ・米国ではあまり想定されていないが、英国では変額保険を含め、無配当保険事業の占率が高い⁶。タスクフォースのやり方だと、無配当保険の貢献額が多く算定された場合、無配当保険にも株式の割当てが必要になるがこれはおかしい。剩余金への貢献額(contribution to surplus)アプローチの欠点は有配当保険事業と無配当保険事業のリスクの差を認識していないことにある。

このような状況で、有配当保険契約の配当率が現在高い(特に近年の経過年数の浅い契約)ことは英国のアクチュアリーの中では常識とされ、タスクフォースのやり方だと、場合によっては無配当保険に割当てが多くなり、有配当保険には割当てが少ないという変な結果にもなりかねない。このため、無配当保険については、最近の変額保険のような商品デザインのものについては判断が難しいが、少なくとも伝統的な無配当保険については、会社がそのリスクを負担しているのであるから、割当ての対象とすべきではないとしている。

以上の N.A.M. FRANKLIN 氏、W.E. LEE 氏の論文を受けて、英国アクチュアリー会のレポートが1991年5月に完成⁷。概要是英国の相互会社の現状の運営ならびに株式会社化の検討を促す要因について考察した後、1982年英国保険会社法49条に則って行われる株式会社化における取締役ならびにアクチュアリーの役割が論じられた。保険契約者の合理的期待の保護、社員権の価値とオーファン・サーブラスの取扱いが重要な問題であるとして、これらの問題を、開放ファンドと閉鎖ファンドそれぞれについて検討。結果は、開放ファンドと閉鎖ファンドのメリデメは相互会社によって財務状況が異なるので結論も異なるとしている。

⁴ 参考論文5

⁵ N.A.M. FRANKLIN 氏、W.E. LEE 氏はこれを、現実的な仮定と現行配当水準の維持を前提として計算される、営業保険料式責任準備金の額としている。

⁶ 米国の相互会社では、通常100%子会社以外での無配当保険の販売は行われていない。

⁷ 要約を参考資料2として添付

4 日本の生命保険相互会社について

4. 1 日本の生命保険相互会社の歴史と現状

保険会社の組織形態は、株式会社および相互会社に限定されている。株式会社は特に大企業において一般的な会社形態であるが、相互会社は保険会社にのみ認められている会社形態である。

相互会社は、社員が相互に保険を行うことを目的とした法人であり、保険加入者を会社の構成員としている。社員以外の出資者は存在せず、事業から生じた収益を出資者に分配することを目的とした営利法人ではなく、非営利法人と解釈されている。こうしたことから、相互会社においては「実費主義の理念に基づく可及的に安い費用での保険保護の提供」を行うことが制度的に期待されており、これが相互会社の存在意義と考えられる。

第二次世界大戦の敗戦により経済は大きな混乱に陥ったため、昭和 21 年、金融機関再建整備法により、生命保険会社の資産・負債が新・旧勘定に分離され、高額契約は棚上げという措置が講じられた。生命保険会社は旧勘定を整理するとともに、新勘定で再建整備を図ることとなり、いわゆる第二会社を設立して再出発を図ることとなった。その際、多くの会社が株式会社から相互会社へ組織形態を変更した。

現在までの新設時の会社形態は以下のとおり(平成 11 年 1 月現在、支店形式の参入を除く)。かつては相互会社がほとんどであったが、相互会社は昭和 24 年以降設立されておらず、現在では 45 社中、30 社(支店形式含む)が株式会社となっている。

設立時の会社形態

	明治時代設立	大正時代設立	昭和時代設立	平成以降設立
相互会社	2社 第一(M35.9) 千代田(M37.4)	1社 富国(T12.11)	12社 日本(S22.5)、朝日(S22.7) 安田(S22.7)、明治(S22.7) 大同(S22.7)、東京(S22.7) 三井(S22.8)、住友(S22.9) 第百(S22.9)、大和(S22.9) 東邦(S22.12)、太陽(S23.1)	0社
株式会社	0社	1社 大正(T2.4)	8社 日本団体(S9.6)、協栄(S22.5) 平和(S22.10)、セゾン(S50.12) ソニー(S54.8) アイ・エヌ・エイひまわり(S56.7) ニコス(S61.7) ブルデンシャル(S62.10)	18社 オリコ(H2.7)、オリックス(H3.4) アクサ(H6.7)、アイエヌジー(H7.1) 東京海上あんしん(H8.8) 日本火災パートナー(H8.8) 日動(H8.8)、同和(H8.8) 千代田火災エビス(H8.8) 大東京しあわせ(H8.8) 富士(H8.8) 興亜火災まごころ(H8.8) 共栄火災しんらい(H8.8) 三井みらい(H8.8) 住友海上ゆうゆう(H8.8) スカンディア(H8.8) あおば(H9.6) GEキャピタル・エジソン(H10.2)
支店	0社	0社	2社 アリコ・ジャパン(S27.7) アメリカンファミリー(S49.10)	1社 チューリッヒ(H8.10)

ただし、依然として大規模会社のほとんどは相互会社であり、以下のように資産規模等では相互会社の割合が高い。

会社形態別の総資産・保険料収入(平成9年度実績)

分類	会社数	総資産	保険料等収入
相互会社	15	1,731,076億円	269,499億円
日本系株式会社	5	111,310	15,804
外資系株式会社	14	55,512	16,844
損保系株式会社	11	3,211	1,965
合計	45	1,901,109	304,114

- 保険料等収入は、損益計算書上の数値。全社の数値(GE キャピタル・エジソン生命を除く)を集計している。
- 外資系には、現在は純日本系であるものの設立時に外国資本が入っていた会社(ソニー等)、支店形式の参入会社(アリコ等)を含む。
- 損保系とは、生損相互参入により設立された損害保険会社を親会社とする生命保険会社である。
- 日本系とは、上記「外資系」「損保系」以外の生命保険相互会社もしくは株式会社である。
- GE キャピタル・エジソン生命は実績がないため、会社数には加えているが、総資産・収入保険料は集計外。

4.2 株式会社化に關係すると考えられる相互会社の商品面での特徴

a. 日本における有配当商品・無配当商品

・相互会社における無配当保険

原則として相互会社の保険契約者は社員であり剰余金の分配請求権が与えられる、すなわち有配当保険の契約者となる。しかしながら、非常に短期の保険契約等は事後的精算のない無配当保険の方が適しているのは相互会社も同様であり、相互会社と保険契約を締結した場合であっても社員とならず配当の分配を受けない契約、いわゆる「非社員契約」が認められている。

・20%ルール

相互会社の無配当保険契約は非社員契約とされている。これは、仮に無配当保険の契約者を社員とした場合は、剰余金分配の議決を歪めるなどの問題が生じ得るためと考えられる。しかしながら、非社員契約を無制限に認めてしまうと、「契約者たる社員により構成される法人」との相互会社の本質に反するため、保険料ベースで全体の20%以内との限度が設けられている⁸。なお、株式会社においてはこうした制限はない。

・有配当保険、無配当保険の販売状況

新契約件数に占める有配当、無配当保険の割合は下表のとおり。相互会社においては、新規契約においても殆ど(件数ベースで99.8%)が有配当保険である。

新契約件数に占める有配当、無配当保険の割合(平成9年度実績)

会社分類	有配当		無配当	無配当商品の保険種類
	うち準有配			
相互会社	99.8%	55.5%	0.2%	定期、医療等
日本系株式会社	71.2	6.8	28.8	終身、定期、医療、がん等
外資系株式会社	1.3	0.3	98.7	終身、養老、定期、医療、がん、個人年金、変額等
損保系株式会社	17.3	17.3	82.7	終身、定期付終身、養老、定期付養老、定期、生存給付金付定期等
合計	80.6	42.5	19.4	

○新契約に占める割合は、個人保険・個人年金全体に占める割合(件数ベース)。

○新契約に占める割合については一部数値が得られない会社があつたため、それらの会社を除いて計算している。

○「うち準有配⁹」は、新契約件数全体に占める割合(%)を表示している。

⁸ 保険業法施行規則第33条第3項

⁹ 準有配は5年毎利差配当付保険

b. 現在の商品ポートフォリオ

現在の個人保険・個人年金保険の保有契約における商品分布は以下のとおり。

個人保険・個人年金保険の保有契約における商品分布(平成9年度末)

件数(右欄は占率、単位:千件、%)

	全社計		相互会社		日本系株式会社		外資系株式会社		損保系株式会社	
保険種類計	124,317	100.0	90,926	100.0	12,198	100.0	20,492	100.0	699	100.0
定期保険※1	12,099	9.7	7,547	8.3	3,732	30.6	631	3.1	188	26.9
終身保険	9,461	7.6	6,676	7.3	936	7.7	1,486	7.3	362	51.9
定期付終身保険	30,412	24.5	29,649	32.6	762	6.3	0	0.0	0	0.0
疾病保険※2	22,158	17.8	3,067	3.4	2,868	23.5	16,222	79.2	0	0.0
養老保険	21,637	17.4	18,104	19.9	2,798	22.9	620	3.0	114	16.3
定期付養老保険	6,467	5.2	6,251	6.9	215	1.8	0	0.0	0	0.1
生存給付金付※3	5,105	4.1	5,095	5.6	2	0.0	0	0.0	6	1.0
変額保険	836	0.7	468	0.5	5	0.0	363	1.8	0	0.0
こども保険	5,811	4.7	5,495	6.0	232	1.9	62	0.3	21	3.0
貯蓄保険	2,105	1.7	1,780	2.0	300	2.5	20	0.1	3	0.6
その他	8,222	6.6	6,792	7.5	343	2.8	1,085	5.3	1	0.2
個人年金保険	14,295		13,008		1,169		77		40	
年金開始前	13,700		12,510		1,074		76		40	
年金開始後	594		498		95		1		0	

※1 定期保険特約を含む、※2 医療・がん保険等

※3 生存給付金付定期保険、生存給付金付定期保険特約

保険金額(右欄は占率、単位:億円、%)

	全社計		相互会社		日本系株式会社		外資系株式会社		損保系株式会社	
保険種類計	14,628,545	100.0	13,413,601	100.0	665,843	100.0	482,844	100.0	66,254	100.0
定期保険	1,790,395	12.2	1,262,982	9.4	261,869	39.3	225,080	46.6	40,463	61.1
終身保険	882,626	6.0	662,447	4.9	68,120	10.2	131,411	27.2	20,646	31.2
定期付終身保険	9,425,167	64.4	9,222,984	68.8	202,126	30.4	56	0.0	0	0.0
疾病保険	69,010	0.5	16,384	0.1	12,588	1.9	40,037	8.3	0	0.0
養老保険	641,725	4.4	559,165	4.2	52,271	7.9	26,943	5.6	3,344	5.0
定期付養老保険	588,884	4.0	575,240	4.3	13,574	2.0	0	0.0	69	0.1
生存給付金付	512,844	3.5	511,304	3.8	410	0.1	142	0.0	986	1.5
変額保険	81,681	0.6	44,033	0.3	327	0.0	37,320	7.7	0	0.0
こども保険	275,901	1.9	262,015	2.0	12,184	1.8	1,402	0.3	299	0.5
貯蓄保険	17,721	0.1	15,322	0.1	2,191	0.3	178	0.0	28	0.0
その他	342,586	2.3	281,721	2.1	40,178	6.0	20,270	4.2	416	0.6
個人年金保険	826,612		757,368		62,371		4,870		2,000	
年金開始前	807,236		740,972		59,487		4,775		2,000	
年金開始後	19,375		16,396		2,883		94		0	

4.3 過去の料率政策

a. 料率改定の経緯

生命保険各社は、低廉な保障の提供を行うため、事業費の削減、死亡率の見直し等により保険料の引き下げを行ってきた。ただし、貯蓄性の商品については、昨今の低金利を反映した予定利率の引下げにより概ね値上げとなっている。

予定利率・定期保険特約の保険料の推移(A社の場合)

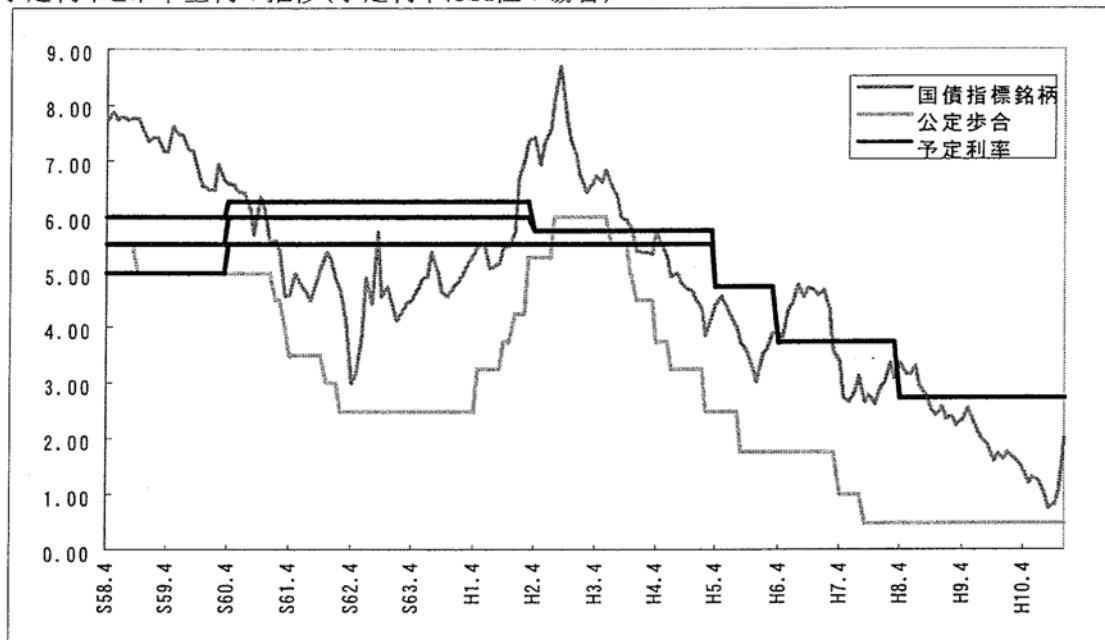
	予定利率(個人保険)	定期特約の保険料	養老保険の保険料
昭和 27 年 3 月～	4.0%	6,800円 (S50年～)	33,800円(S27～) 30,900 (S31～) 28,900 (S34～) 26,800 (S39～) 26,100 (S45～) 25,400 (S50～)
昭和 51 年 3 月～	5.5%(n<20) 5.0%(n≥20)	6,700	22,900
昭和 56 年 4 月～	6.0%(n≤10) 5.5%(10<n≤20) 5.0%(n>20)	5,830	21,670
昭和 60 年 4 月～	6.25%(n≤10) 6.0%(10<n≤20) 5.5%(n>20)	5,220	19,980
平成 2 年 4 月～	5.75(n≤10) 5.5%(n>10)	4,715	19,578
平成 5 年 4 月～	4.75%	4,581	21,168
平成 6 年 4 月～	3.75%	4,704	23,946
平成 8 年 4 月～	2.75%	4,497	27,323

- 予定利率の推移の欄中「n」は保険期間のこと。
- 保険料は、定期保険特約・養老保険ともに、有配当タイプ、保険金額 100 万円、30 歳男性、保険期間 30 年の場合の年払保険料。

b. 予定利率の推移

予定利率の推移は上表のとおり(A社の場合)。原則として長期金利等の水準を鑑み設定されている。市中金利との比較は以下のとおり。

予定利率と市中金利の推移(予定利率はA社の場合)



c. 逆鞘の状況

本来的には、予定利率の設定は保守的に行われるべきであるが、国営の保険制度である簡易保険との競合等を理由に、戦略的に高めの予定利率を設定した会社もあったものと思われる。昨今の超低金利、株価の低迷、円高進行等により責任準備金に繰り入れる予定利息を運用収益で埋めきれない、いわゆる「逆鞘」の状況が続いている。

逆鞘額の推移(データ入手可能な 16 社計)

平成 6 年度	平成 7 年度	平成 8 年度	平成 9 年度
13,680 億円	20,680 億円	14,197 億円	14,864 億円

4.4 相互会社の配当・内部留保

a. 80%還元ルール

相互会社においては、会社の特性に鑑み現在剰余金の80%を配当として社員に還元することが定められている¹⁰。なお、平成7年度までの旧保険業法下では各社定款で90%以上を還元することとされており、各社は従前よりかなりの金額を配当として社員に還元してきた。

b. 相互会社の内部留保の状況

日本の保険会社は歴史的に、主として責任準備金の健全な積立てによってリスクに対応してきたと考えられるが、昨今認識が強まっている資産運用リスクなどに対しては、株価等の下落で含み益が乏しくなる中、従来の責任準備金のみで対応することは困難となっている。こうしたことを背景に、平成8年4月施行の改正保険業法においては、ソルベンシーマージン基準の導入ならびに基金の再募集、剰余金還元割合の変更などの自己資本の充実策が講じられた。しかしながら、資産運用環境が大幅に悪化していること、ならびに業法改正によって自己資本充実の方向性が明確にされたものの、従来、契約者の実質負担の軽減を目標に経営努力がなされ、近年の株価下落、金利低下に至るまでは低料・増配を繰り返してきた業界全体の内部留保水準がもともと低かった等の理由により、日本の生命保険会社の自己資本は非常に低い水準となっている。

会社分類別の自己資本比率(平成9年度末)

会社分類	自己資本比率
相互会社	2.00%
日本系株式会社	1.13%
外資系株式会社	4.29%
損保系株式会社	38.46%
合計	2.08%

○自己資本比率=(社外流出分を除く資本の額+価格変動準備金+危険準備金)／総資産

会社分類別のソルベンシーマージン(平成9年度末)

分類	総資産①	ソルベンシーマージン②	リスクの合計額③	②/③	②/①
相互会社	億円 1,731,076	億円 166,176	億円 24,084	% 690.0	% 9.60
日本系株式会社	111,310	4,406	1,385	318.0	3.96
外資系株式会社	55,512	5,618	533	1,053.7	10.12
損保系株式会社	3,211	1,089	32	3,354.1	33.93
合計	1,901,109	177,290	26,036	680.9	9.33

※インシュアラנס生命保険統計号平成10年度版、経営効率等一覧表による

c. 海外の状況

海外の生命保険会社との自己資本水準の比較は、会計制度の違い、資産構成の違い、生命保険事業の歴史的背景等の違いから、単純に比較することはできないが、概ね、保障性商品の販売を中心とする米国では、一般勘定資産に対して10%の自己資本水準であり、投資・貯蓄商品を中心としたエクイティー投資が盛んな英国では総資産に対して15%程度の自己資本が確保されている。

¹⁰ 保険業法施行規則第29条